

むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務委託
プロポーザル実施要領

令和5年4月

むつ市経済部産業雇用政策課

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	提案限度額	1
4	実施形式	1
5	日程	1
6	参加資格	2
7	質疑応答	2
8	参加申込手続	3
9	参加資格の審査・審査結果の通知	4
10	企画提案書等の作成及び提出	4
11	審査方法	5
12	審査結果	5
13	その他	6
14	問合せ先	7

1 目的

この要領は、むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務委託

(2) 業務内容

むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務委託仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3 提案限度額

3, 124, 000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和5年4月27日（木）から令和5年5月16日（火）まで

(2) 質疑提出

令和5年5月8日（月）午後5時まで

(3) 質疑回答

令和5年5月10日（水）市ホームページにて回答

(4) 参加申込

令和5年4月27日（木）から令和5年5月16日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

令和5年5月19日（金）から令和5年5月31日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) 第1次審査（書類審査）

令和5年6月2日（金）（予定）

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和5年6月8日（木）（予定）

(8) 審査結果通知

令和5年6月12日（月）（予定）

6 参加資格

《有資格者の場合》

- (1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるもの。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

《有資格者ではない場合》

- (8) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和5年5月8日（月）午後5時まで
- (3) 提出先 むつ市経済部産業雇用政策課
FAX：0175-22-1373
電子メール：mt-sangyo@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和5年5月10日（水）市のホームページにて回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第2号）
 - イ 会社概要（様式第3号）
 - ウ 業務実績調書（様式第4号）
 - エ 誓約書（様式第5号）《有資格者ではない場合》
 - オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - カ 財務諸表
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
 - キ 定款又は寄付行為（原本証明）
 - ク 納税証明書
国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。
(むつ市分については、指定様式を使用のこと。)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。
- (4) 提出期間 令和5年4月27日（木）から令和5年5月16日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市経済部産業雇用政策課

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に書面により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類（全て任意様式）・必要部数

ア 企画提案書 …… 10部

別紙仕様書をもとに、必要な事項を具体的に記載すること。また、提案書には、下記の内容を記載すること。

- ① 会社概要、業務実績
- ② 業務実施に向けた基本的な考え方
- ③ 業務実施体制
- ④ 調査研究手法、研修会等の実施内容
- ⑤ 現時点で推奨する運用方式と提供可能なシステムの概要（標準的な機能と導入初年度及び翌年度以降に要する概算費用）

※その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

イ 業務工程表 …… 10部

業務スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

ウ 参考見積書 …… 10部

見積金額（消費税及び地方消費税額を含む）及び内訳金額を記載すること。

エ アからウの電子データを格納したCD-ROM …… 1枚

(2) 作成上の留意点

ア 提出書類はA4版とし、表紙、目次を除き下段余白にページ番号を付けて両面印刷とすること。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

イ 縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）により提出すること。

(4) 提出期間 令和5年5月19日（金）から令和5年5月31日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

1 1 審査方法

プロポーザル審査委員会において、書類による第1次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行うものとする。

(1) 第1次審査

参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査を行い、3者程度を選定する。ただし、企画提案書提出事業者が4者に満たないときは、第1次審査を省略する場合がある。

(2) 第2次審査

第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

オンラインでの実施を希望する場合は、ZOOM等のツールは提案者が用意すること。ただし、審査委員が視聴する市役所内会場のツールは市で用意する。

(3) 審査項目

- ア 会社概要、業務実績
- イ 取組方針、実施体制
- ウ 調査・研究手法及び実施内容
- エ 研修会等の実施内容
- オ 推奨する運用方式及びシステムの内容
- カ 業務スケジュール
- キ 見積内容

1 2 審査結果

(1) 第1次審査

審査結果は、第1次審査を受けたもの全員に対し、書面により通知する。なお、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等について、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

(2) 第2次審査

審査結果は、第2次審査を受けたもの全員に対し、書面により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出された全ての書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属する。しかしながら、市が採用する応募者の応募書類、提案書は市の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非

開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続において使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問合せ先

むつ市経済部産業雇用政策課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111 (内線2652)

F A X 0175-22-1373

電子メール mt-sangyo@city.mutsu.lg.jp